

熊本県歯 元年度 No.3 2020.1.31 発行 国保だより

～CONTENTS～

- ・補助申請について
- ・法令遵守について
- ・保険料減額申請について
- ・高額療養費と医療費控除
- ・医療機関の適正受診へ
- ・Q&Aコーナー
- ・お知らせ

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

保健事業の補助申請について

保健事業（健康診断、インフルエンザワクチン接種等）の補助申請は対象年度内をお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



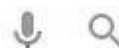
【補助対象期間】平成31年4月1日～令和2年3月31日

【申請期間】平成31年4月1日～令和2年3月31日

年度末は申請が多く補助給付の手続きにお時間をいただきます。

各種申請書類を県歯会ホームページのトップページにある関連サイト「[国保組合からのお知らせ](#)」に掲載しております。

熊本県歯科医師国保



Q すべて 画像 地図 ニュース ショッピング もっと見る 設定 ツール

約 115,000 件 (0.51 秒)

国保組合からのお知らせ | 一般社団法人 熊本県歯科医師会

www.kuma8020.com > [kokuho](#)

熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例が、平成22年10月8日（金）9月定例県議会で諮られ、賛成多数により可決成立し、11月1日より施行されました。

※申請書は新しい様式でのご提出をお願いいたします。

※申請は事業所単位でまとめてご提出ください

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合同規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

国保組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、国保組合の規定に定める地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされています。国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、昨年度に実施した組合員の資格確認調査につきましては、今後とも定期的に組合員の資格確認調査を行います。被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 組合員の資格取得後の定期的な確認

- ・組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は業務に従事する歯科医師とその医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 14 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し(受付印があるもの)を提出。

3. 資格喪失の届出

(原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出)

- ・歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・組合員の世帯から外れる者（家族）。

令和 2 年 1 月 3 1 日
熊本県歯科医師国民健康保険組合

令和2年 保険料減額申請について

甲種組合員の均等割保険料(16,000 円)は、前年の医業収入の基準(1,500 万円未満)により申請されると減額になります。

下表の①と②に該当される場合は毎年度手続きが必要になりますので、『保険料減額申請書』に『令和1年分の所得税の確定申告書B』の写し(税務署の受付印があるもの)を必ず添えて申請してください。ただし、医療法人の申請には、別途医業収入がわかる書類の添付が必要になりますので、ご注意ください。

なお、令和2年度保険料の減額申請については、3月31日まで(必着)にご提出いただくと4月分保険料から適用されます。(※提出が4月以降になる場合は、届出の翌月より適用になります。)

ご不明な点がございましたら、組合(Tel096-343-0419)までご連絡ください。

| | 減 額 基 準 | 均等割保険料 16,000 円 | 申 請 方 法 |
|---|---|--------------------|--|
| ① | 前年の医業収入が 500 万円以上 1,500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。 | 申請により 13,500 円 | 【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書 B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。 |
| ② | 前年の医業収入が 500 万円未満の場合 ※毎年度申請してください。 届出の翌月より適用になります。 | 申請により 12,000 円 | 【提出書類】 ①保険料減額申請書 ②「前年分の所得税の確定申告書 B」の写し(税務署の受付印があるもの) ※電子申告の場合は、電子申告とわかるものを添付すれば受付印がなくても可。 |

【注意事項】

- 前年の医業収入の基準とは、「令和1年分の所得税の確定申告書 B」の「収入金額等」の「事業」の「営業等」欄の金額が 1,500 万円未満のことです。
申請される際には、必ず該当されるか否かご確認くださいませようお願いします。
- 下記に該当する場合、すでに申請している方は毎年度手続きする必要はありません。
 - 同一診療所に甲種組合員が 2 人以上いる場合 (2 人目以降の甲種組合員)
 - 診療所を閉院されている場合

・『保険料減額申請書』が必要な場合は、組合までご連絡ください。

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。高額療養費に関して医療費控除についてのお問い合わせをいただくこともありますので、以下のような違いがありますので、ご注意ください。

| | 健康保険 高額療養費 | 税金 医療費控除 |
|----------|---|--|
| 概要 | 医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額(ただし、70歳未満の場合は、同じ医療機関で同じ月に21,000円以上であることが必要)が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給 | 自己又は自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受けることができる一定の金額の所得控除 |
| 対象となる医療費 | <ul style="list-style-type: none"> ●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> ○正常な出産費用 ○健康保険外の医療費 ○入院時の食事代、ベッド代 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●診療や治療のためにかかった費用 ・高額療養費の支給額は差し引かれます。 ●出産にかかる費用 ・出産育児一時金の支給額は差し引きしません。 ●入院時の食事代 等 |
| 対象期間 | 1ヶ月単位 (1日から末日まで) | 1年単位 (1月1日から12月31日まで) |
| 問合せ先 | 組合 | 税務署 |

※医療費控除については、国税庁HPより抜粋。

医療機関の適正受診にご協力ください

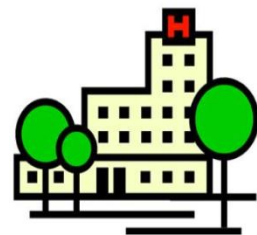
国民健康保険から支払われる医療費は、皆様からいただく保険料や国の補助金等で賄われています。医療費を有効に使うためにも、日頃から次の事にご留意ください。

1. かかりつけ医を持ちましょう

病歴や体質などを把握してくれているので、効果的な治療を受けられます。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を受診するようにしましょう。

2. 休日や夜間の受診は控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。時間外の診察は加算料金が発生します。



3. 重複受診は避けましょう

複数の医療機関を受診すると、医療費が増加するばかりではなく、何度も検査や処置・投薬などを行うので、体にも負担がかかります。

4. 柔道整復師(整骨院・接骨院)での保険治療は制約があります

医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等と診断又は判断され、施術を受けた場合(骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要)や骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしている場合に保険の対象になります。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。(領収書の異動に係る調整の欄参照)なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入**の場合の保険料は
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ **喪失**の場合の保険料は
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。

加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

こんな時どうするの？

Q. 健康診断やインフルエンザワクチンの補助申請をしたいです。

A. 申請書をHPからダウンロードして頂き、申請書に書いてある必要書類を添付の上、送付下さい。

Q. インフルエンザ予防接種の申請方法を教えてください。

A. インフルエンザ補助申請には申請書とは別に「インフルエンザ」と「受けた方の名前」が明記されている領収書が必要になります。提出の際は領収書をご確認下さい。

Q. 歯科医師国保は喪失しましたが、次の保険証が届かないので歯科医師国保の保険証を使用しても良いですか。

A. 保険証は喪失した時点で使用できません。次の保険証が届くまでに医療機関を受診する場合は、10割をお支払して頂き、本来の負担割合金額を次の保険者へ請求してください。

自家診療における歯科給付等について

歯冠修復については、充填並びにインレーまでを認め、補綴（義歯・義歯の修理・ブリッジ・冠・支台築造等）は、一切給付の対象とならない。歯周疾患治療全般（ただし、P急性期の切開、投薬、抜歯は給付）、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料及び甲種組合員、甲種・後期高齢組合員家族、乙種組合員への薬剤情報提供料も給付の対象とならない。また、**同一法人内や系列の歯科医院等**で受診した場合においても給付の対象とならない。詳しくは別紙のレセプトをご確認下さい。

『医療費通知』(令和元年9月～10月診療分)の送付

1年9月～10月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。**すでに退職された方の通知書が含まれている場合があります。その際は、お手数ですが、ご本人に郵送してください。**

『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』(令和元年11月分)の送付

11月に調剤を処方された方で処方医薬品とジェネリック医薬品の差が**100円以上で差額額上位100名の方**にはジェネリック医薬品に関するお知らせを送付しております。乙種組合員(従業員)の分も同封しておりますので、ご本人にお渡しください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合
〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号
Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

～編集者録～

年も明けて早いもので1ヶ月が過ぎました。
年末年始の連休明けで仕事がバタバタ・・・
忙しい日々、ありがたいですね。
これからも皆様に目を通していただけるような国保だよりを発信していきたいと思えます。
今後ともよろしくお願ひします！



(T・N)